

## 総論

- 行政の法適合性を確保することは、国の行政、地方の行政を通じて、行政統制の基本原理であるから、諸外国においては、地方公共団体における行政の法適合性を確保するため、国が関与する仕組みを置いている。
- 関与における司法権の役割について類型化すれば、大略、①国の行政機関が関与するにあたって、裁判所の判断を求め、その判決や判決に基づく強制執行、罰則等により、地方公共団体行政の法適合性を確保する、司法的執行の類型と、②国の行政機関が指示・命令等をなした上で、行政的執行によりその実現を図り、それに対して、関与が違法であると思量する地方公共団体の側が、裁判所に出訴し、裁判所が違法な関与に対してチェックをする類型、がある。
- 以下に見るように、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツのいずれにおいても、①の司法的執行の制度は存在する。アメリカ、イギリスの場合には、地方公共団体の法適合性確保は、主として①によっており、フランスの場合、2段階の分権改革を経て、①の比重が高まっている。自治監督とそれに対する地方公共団体からの出訴という②の制度を主としているドイツにおいても、監督訴訟の存在に明らかなように①の利用は否定されていない。
  - ・ アメリカにおいては、州には州法を守らせる権限があり、多くの州には Attorney General（法務総裁）が置かれるとともに、司法手続（mandamus 訴訟（職務執行命令訴訟）や parens patriae 訴訟（父権訴訟）など）を用いて地方公共団体との対立点を解決し、州憲法や州法の遵守を図る仕組みとなっている。
  - ・ イギリスにおいては、個別法において default powers（義務履行確保権限）について定められているのが一般的である。ここでは、大臣が義務の履行を命じた後、地方公共団体が従わない場合には、裁判所に mandatory order（職務執行命令）を求めることにより命令の履行確保を図る仕組みになっている。mandatory order は prerogative remedies（大権的救済方法）のひとつであるから、その歴史的経緯から、制定法がない場合でも行政機関が利用可能であると考えられる。
  - ・ フランスにおいては、「公役務の継続性」、「法律の執行の確保」が憲法上の価値とされるとともに、そのための国の関与が憲法上の責務とされ、県及び州の préfet（地方長官）による監督と裁判所による取消等の判決が組み合わされた地方公共団体における適法性を確保するための仕組みが整備されている。
  - ・ ドイツにおいては、「法律による行政の原理」を確保するための Rechtsaufsicht（法監督）が国の責務とされ、Gemeinde（市町村）に対する州政府の監督制度が整備されている。監督制度は、行政的執行としてなされるが、例外的に、私人の不服申立てに対する市町村の決定・裁決等に対して、市町村を相手方として、州がその取消を求めて出訴する制度（Aufsichtsklage；監督訴訟）が存在する。